

Mito

[広報みと]

平成30年

2.15

No.1424

【お知らせ号】



徳川ミュージアム所蔵
徳川ミュージアム・
イメージアーカイブ/
DNPartcom



バイク・軽自動車などの申告を忘れずに

問合せ／市民税課(☎232-9138)

バイクや軽自動車、小型特殊自動車などの税金は、4月1日現在、所有している方に課税されます。軽自動車などを取得したときや申告内容に変更があった場合は15日以内に、廃車や譲渡した場合は30日以内に申告をしてください。手続きをしないと、翌年度も軽自動車税が課税されますので、必ず手続きをしてください。

▼車種別の申告先

- ・125cc以下の原動機付自転車と小型特殊自動車…市民税課(三の丸臨時庁舎内)
- ・125ccを超える二輪車(バイク)…関東運輸局茨城運輸支局(住吉町、☎050-5540-2017)
- ・660cc以下の三輪・四輪の軽自動車…軽自動車検査協会茨城事務所(茨城町若宮、☎050-3816-3105)

125cc以下の原動機付自転車と小型特殊自動車の申告に必要なもの

こんなとき	必要なもの	
廃車する	登録している方の印鑑、ナンバープレート(紛失した場合は弁償金150円)、標識交付証明書	
人に譲る	登録している方の印鑑、標識交付証明書 ※警察に届出た日付と受理番号を確認してください。	
盗難にあった	登録している方の印鑑、販売証明書	
購入した	登録する方の印鑑、販売証明書	
譲り受けた	廃車済	登録する方の印鑑、廃車申告受付書、譲渡証明書
	廃車前	水戸市のナンバープレートがついているとき 登録する方の印鑑、標識交付証明書、譲渡証明書 他市町村のナンバープレートがついているとき 登録する方の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書
住所が変わった	転出	登録している方の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書
	転入	ナンバープレートがついていないとき 登録する方の印鑑、廃車申告受付書 ナンバープレートがついているとき 登録する方の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書

平成30年度の軽自動車税

●原動機付自転車、小型特殊自動車、バイクなどの税額

車種区分	税額	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	三輪以上(ミニカー) 20cc超50cc以下	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
250cc以下の二輪車(バイク)・トレーラー	3,600円	
250ccを超える二輪車(バイク)	6,000円	

●三輪以上の軽自動車の税額

初度登録(新車新規登録)した年月により、税額が異なります。

車種区分	H27.3.31 までの 登録車	H27.4.1 以降の 登録車	登録後 13年超 (経年重課)		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円

※経年重課の対象となるのはH17.3.31以前の登録車です。

P.2~11 情報ガイド

老人福祉センターの教室を受講しませんか／結婚に伴う費用の一部を補助します／納期のお知らせ／難病患者見舞金の現況届の提出を／病児・病後児保育／みとの梅香径 ほか

トピックス

- P.12 公園ウオーカー／すくすくけいじばん
- P.13 いきいき健康 あんしん長寿／植物公園カレンダー
- P.14 イベントカレンダー
- P.16 健康情報版